

厚生会館管理業務仕様書

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団中山の園（以下「甲」という。）が事業者（以下「乙」という。）に委託する厚生会館管理業務については、次のとおりとする。

ただし、この厚生会館管理業務仕様書は作業の大要を示すものであり、本仕様書に定めのない事項にあっても、甲が委託業務の遂行上必要と認められる軽易な業務についても契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 履行場所

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団 中山の園 厚生会館

2 管理業務実施期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間とする。

3 業務の内容

- (1) 乙は、建物内及び構内における設備、備品等の安全及び出入者の監視等により、火災、盗難等の事故発生の防止を行うものとする。
- (2) 乙は、消防設備及びその他の設備について常に点検を行うものとする。
- (3) 乙は、建物内及び屋外の環境整備に努め、常に衛生的環境を整えなければならない。
- (4) 乙は、管理業務を行うにあたり、借用している備品等について適切な管理を行うものとする。
- (5) 乙は、建物に附帯するボイラーの運転管理を行うものとする。

4 管理業務の委託要件

- (1) 委託業務のうち、厚生会館の宿泊の利用に係る料金単価は、1人当たり1,000円とする。
- (2) 乙は、厚生会館の宿泊等利用に係る収入金があった場合は、1ヶ月分を取りまとめのうえ、宿泊利用収入調書（別紙様式1）を作成し、翌月10日までに甲に対し報告するものとする。
甲は、報告された宿泊利用収入調書（別紙様式1）に基づき、乙に対してその収入額を請求するものとする。
- (3) 厚生会館のボイラー運転管理は、効率的に運転し、経費節減に努めなければならない。
- (4) 厚生会館の管理運営に必要な洗剤、その他の諸材料等は、甲が購入するものとする。

5 その他の事項

厚生会館宿泊者用の寝具類の購入及び洗濯については、甲が行うものとする。

別紙様式 1

(甲)

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団
中山の園 所長 様

宿泊利用収入調書

月分の宿泊利用者は、次のとおりでありましたので報告いたします。

利用人員	人
利用料金	円 (　　人×1,000 円)

(乙)

事業者名

厚生会館管理業務に係る年間所要日数（見込）

月	日数	令和8年度			令和9年度			
		通常業務日	土・日曜日	祝日・休日	日数	通常業務日	土・日曜日	祝日・休日
4	30	21	10	1	30	21	8	1
5	31	18	10	3	31	18	10	3
6	30	22	8	0	30	22	8	0
7	31	22	8	1	31	21	9	1
8	31	20	10	1	31	21	9	1
9	30	19	8	3	30	20	8	2
10	31	21	9	1	31	20	10	1
11	30	19	9	2	30	20	8	2
12	31	20	8	3	31	20	8	3
1	31	19	10	2	31	20	10	1
2	28	18	8	2	29	19	8	2
3	31	22	8	1	31	22	8	1
合計	365	241	104	20	366	244	104	18